

せいかつ ほ ご

生活保護のしおり

Public Assistance – Live on welfare –

生にかつほご しんせい こくみん けんり 生活保護の申請は国民の権利です。 せいかつほご ひつよう かのうせい 生活保護を必要とする可能性はどなたにもある ものですので、ためらわずにご相談ください。

なかがわしふくしじむしょ
那珂川市福祉事務所

P 1 せいかつ ほ ご 生活保護とは P 2 せいかつ ほ ご 生活保護のしくみ P 4 せいかつ ほ ご しゅるい 生活保護の種類 I せいかつ ほ ざ しゅるい 生活保護の種類 II 生活保護の相談から開始まで P 8 せいかつ ほ ご しきゅう 生活保護の支給 P 9 ^{ひつよう} とどけで 必要な届出 P 1 0 はたり ぎ む 権利と義務 P 1 2 いりょう かいご 医療・介護 P 1 4 **クースワーカーと民生委員 プースワーカーと**

01 生いかつ ほ ご 生活保護とは

このような時に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した
せいかつ おく えんじょ せいど せいかつほご かそく しさん
生活を送れるように援助する制度が生活保護です。生活保護はあなたや家族の資産、
のうりょく かつよう せいかつ こま おう ひつよう ほご おこな
能力を活用してもどうしても生活に困るときに、それに応じて必要な保護を行うと
いちにち はや じしん ちから せいかつ とま ちくてき
ともに、一日でも早くご自身の力で生活できるようにすることを目的としています。

日本国憲法

せいそんけん くに しゃかいてきしめい 生存権、国の社会的使命

だい じょう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ いとな けんり ゆう 第25条 すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

くに せいかつぶめん しゃかいふくし しゃかいほしょうおよ こうしゅうえいせい こうじょうおよ そうしん 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進 こうと に努めなければならない。

生活保護法

ほうりつ もくてき **この法律の目的**

だい じょう ほうりつ にほんこくけんぽうだい じょう きてい りねん もと くに せいかつ こん 第 1 条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困 まゅう こくみん たい こんきゅう ていど おう ひつよう ほご おこな さいていげん 窮 するすべての国民に対し、その困 窮の程度に応じ、必要な保護を 行 い、その最低限 と せいかつ ほしょう きくてき 度の生活を保障するとともに、その自立を助 長 することを目的とする。むさべつびょうどう

無差別平等

だい じょう こくみん ほうりつ さだ ようけん み かぎ ほうりつ ほご む 第 2 条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無 きべっひょうどう う 差別 平 等 に受けることができる。

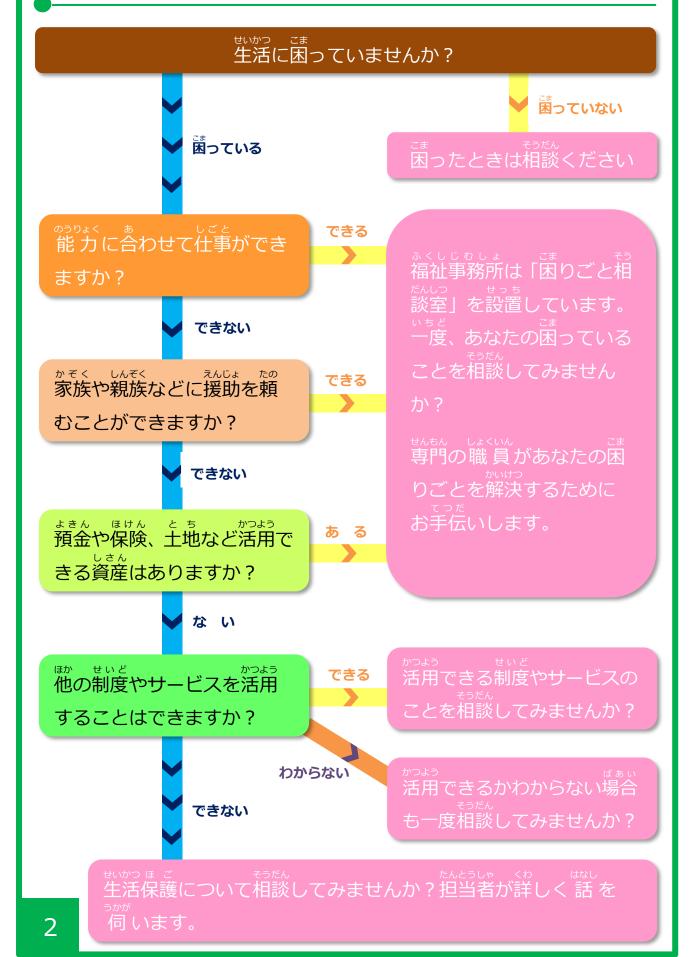
さいていせいかつ 最低生活

第 3 条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

ほ ご ほそくせい **保護の補足性**

- 2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による 保護に優先して行われる。
- 3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを がけるものではない。

02 生活保護を受ける前に

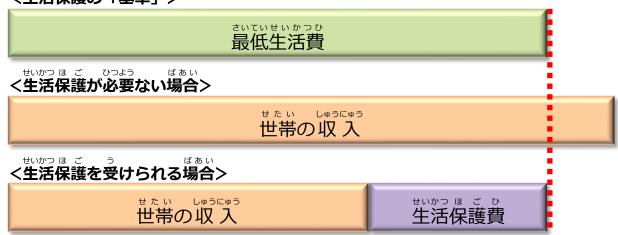


03 生活保護のしくみ

生いかつほご げんそく せたい たんい けってい まない せたい ひとり 生活保護は原則、「世帯」を単位に決定されます。つまり、同じ世帯にいながら1人 せいかつほご う きほんてき だけ生活保護を受けることは基本的にできません。

いっしょ せいかつ せたいぜんいん しゅうにゅう くに きだ さいていせいかっひ したまわ 一緒に生活している世帯全員の収入が国の定めた最低生活費を下回ったときに、せいかつほご がいとう 生活保護に該当することとなります。

ttいかつ ほ ご きじゅん **く生活保護の「基準」>**



世帯全員の収入で生活ができない部分(の部分)が生活保護費となります。

さいていせいかつひ せいかつほご きじゅん

最低生活費(生活保護の「基準」)

かげっせいかつ ひつよう さいていげんど きんがく 1ヶ月生活するために必要な最低限度の金額のことです。

世帯の人数や年齢、入院中かどうか、などによって国が決めた基準で、年度ごとかいていた。 はたい せんじゅん はいていせいかっひ けいさん に改定されていきます。それぞれの世帯ごとに最低生活費が計算されますので、同じせたいにんずう せたい さいていせいかっひ こと ばあい せたい さいていせいかっひ こと ばあい せたい ことではあいるります。

せたい しゅうにゅう

世帯の収入

世帯で得たすべての 収 入 のことをいいます。

- はたら え しゅうにゅう きゅうりょう ないしょく しゅうにゅう のうぎょう しゅうにゅう しゅうにゅう しゅうにゅう かんと 働いて得た収入【給料、内職による収入、農業による収入など】 ねんきん てあて しゅうにゅう
- ◆ 年金や手当の収入
- ◆ 預貯金や保険金、その他の臨時 収 入

はたら え しゅうにゅう つうきんひ しゃかいほけんりょう けいひ ひ さいてい **働いて得た収入**については、通勤費や社会保険料などの経費を引いたうえで、最低 せいかつひ けいさん 生活費を計算することとなります。

104 せいかつ ほ ご しゅるい 生活保護の種類 I

生いかつほど けってい つぎ ふじょひ せいかつ ひつよう おう しきゅうようけん み 生活保護が決定したら次の8つの扶助費のうち、生活の必要に応じて支給要件を満 けんどがく はんいない しきゅう かんけいしゃ たしたものを限度額の範囲内で支給します。また、現金での支給だけでなく関係者に ちょくせつしきゅう げんぶつきゅうふ 直接支給する「現物給付」もあります。

① 生活扶助(せいかつ)

衣食、光熱費など毎日の生活の需要を満たすために必要な費用を世帯の年齢や人数にあるわせて支給します。また、世帯の事情によって様々な加算があります。

② 住宅扶助(じゅうたく)

をすん。 まだい にゅうたく しゅうり できる 家賃や地代、住宅の修理などの費用を決められた限度の中で支給します。

③ 教育扶助(きょういく)

で むきょういく う こ ご がくようひん きゅう 義務教育を受ける子どもの学用品、 給 にょくひ 食費など、最低限必要な費用を支給します。

④ 医療扶助(いりょう)

いりょうひ 医療費のうち、保険が適用されるものにつ いて支給します。

⑤ 介護扶助(かいご)

介護認定を受けている人が介護サービス りょう さい じ こ ふたんぶん しきゅう を利用する際の自己負担分を支給します。

⑥ 出産扶助(しゅっさん)

しゅっさん 出産にかかる費用について決められた ばんと なか しきゅう 限度の中で支給します。

⑦ 生業扶助(せいぎょう)

こうとうがっこう ひょう じゅけんりょう にゅうがくじゅん 高等学校にかかる費用(受験料や入学準 がきん じゅぎょうりょう 備金、授業料など) や就職するためにひっよう 必要となる技能、資格修得にかかる費用を決められた限度の中で支給します。

⑧ 葬祭扶助(そうさい)

である。 せいかつ ほ ご しゅるい **生活保護の種類 Ⅱ**

いちじふじょ

一時扶助について

ー時扶助は、毎月の最低生活費のなかで、どうしてもやり繰りが難しい場合で認め 「はあい」がぎ」いちじてき しきゅう られた場合に限り、一時的に支給するものです。詳しくはケースワーカーにご相談く ださい。

でゅうがくじゅんびきん ◆入学準備金

しょうがっこう ちゅうがっこう こうとうがっこう にゅうがく かん じゅんび ひつよう ひょう しきゅう 小学校・中学校・高等学校の入学に関して、準備に必要な費用を支給します。

The state of the test of th

がよういん たいいん かしき じゅうきょ ばぁい けいかく せいど た の きょうせい 病 院 を退院する時に住居がない場合、計画や制度により立ち退きを強制されて はぁぃ ひつよう ひょう しきゅう いて、やむを得ず転居しなければならない場合などに必要な費用を支給します。

ゕぉくほしゅうひ **◆家屋補修費**

あまも かおく しゅうり ひつよう みと ばあい しきゅう 雨漏りなど、家屋の修理について必要と認められた場合に支給します。

つうがくようじてんしゃ

◆通学用自転車

えんきょり つうまがく しょう マンカスラー ばあい じてんしゃ こうにゅうひ しきゅう 遠距離の通学など、やむを得ず必要な場合に自転車の購入費として支給します。

すりょうざいりょう きゅうふ ◆治療材料の給付

眼鏡やコルセット、義肢、ストーマ装具などのうち、生活保護以外の法律や制度で はまずう ひつよう ひょう しきゅう 支給されないものについて、その給付を受けるために必要な費用を支給します。

せじゅつ きゅうふ ◆施術の給付

いそう きゅうふ

◆移送の給付

いりょうきかん つういん とき ひつよう みと ばあい かぎ こうつうひ しきゅう
医療機関に通院する時など必要と認められた場合に限り、交通費が支給されます。

しきゅう いってい じょうけん げんど きんがく しきゅう にょっけん げんど きんがく それぞれの支給には、一定の条 件や限度の金額があります。「支給されない」場合もありますので、 でもだん かなら じぜん たんとう そうだん 必ず、事前に担当のケースワーカーにご相談ください。

いちじょじょ しきゅう りょうしゅうしょ かくにん ひつよう 一時扶助の支給には領 収 書などを確認する必要があります。 必 ず、保管しておいてください。 しゅうろうじ り つきゅうふきん

就労自立給付金について

生にかつほご じりつ せいきん しゃかいほけんりょう ふたん しょう きゅうふきん 生活保護から自立すると、税金や社会保険料などの負担が生じます。この給付金は、あんてい しょくぎょう つ ひと しきゅう 安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった人に支給するものです。

たいしょうしゃ

◆対象者

世帯員が安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった せたい と認められた世帯

◆支給する時期

世帯を単位として生活保護の廃止時に一括で支給します。

→ 支給額

たんしんせたい ばぁい じょうげん まんえん せたい ふくすう ばぁい じょうげん まんえん 単身世帯の場合は上限10万円 世帯に複数いる場合は上限15万円

◆その他

せいかつほ で じゅきゅうないよう しゅうにゅう きゅうふがく こと 生活保護の受 給内容や 収 入 などにより、それぞれ給付額が異なります。詳しく たんとう は担当のケースワーカーにご相談ください。

しんがくじゅんびきゅうふきん

進学準備給付金について

せいかつほ ご う せたい こうこう そつぎょう だいがく しんがく 生活保護を受けている世帯については、高校などを卒業したあと、大学などに進学 ひと たい いちじきん しきゅう する人に対して、一時金を支給します。

たいしょう しんがくさき ◆ 対 象 となる進学先

だいがく たんきだいがく せんしゅうがっこう せんもんかてい せんもんがっこう しょくぎょうのうりょくかいはつだいがっこう 大学、短期大学、専修学校の専門課程 (専門学校のこと)、職業能力開発大学校 せんもんかてい すいさんだいがっこう かいじょうぎじゅつだいがっこう こくりつかん ごだいがっこう の専門課程、水産大学校、海上技術大学校、国立看護大学校 など しきゅうがく

◆支給額

しんがく てんきょ ばぁぃ まんえん げんざい じたく つうがく ばぁぃ まんえん 進学のために転居する場合は30万円 現在の自宅から通学する場合は10万円

◆申請する時期

ごうかくご にゅうがくてつづ かいし ひいこう 合格後に入 学手続きを開始した日以降

◆その他

1. 現在の自宅から通学する場合は本来、その方の生活保護費は支給されませんが じゅうたくふじょひ 住宅扶助費については減員されません。

2. 進学準備給付金以外にも奨学金などの制度がありますので、高校などを卒業 したあとの進路については、早い時期からケースワーカーに相談しましょう。

06 生活保護の相談から開始まで

性いかつほど かま つぎ てつづ なが りょう 生活保護は、主に次のような手続きの流れで利用することになります。

STEP **01** そう だん **相 談** 「生活に困っている」、「生活保護を利用したい」と思ったら福祉
じむしょ そうだん せいかつ しさん しんぞく かか じょうきょう
事務所に相談してください。生活や資産、親族との関わりの 状 況
かくにん せいかつほ ご りょう
などを確認させていただきます。また、 生活保護を利用しなくて
せいかつ ばあい せいかつほ ごいがい かいけつさく ていあん
も生活できる場合は、生活保護以外の解決策もご提案いたします。

STEP **02** しん せい **申 請** せいかつほ ご ほんにん い し しんせい ひつよう せいかつほ ご 生活保護は本人の意思で申請する必要があります。生活保護の しんせいしょるい ひつようじこう きにゅうおういん ふくしじむしょ ていしゅつ 申請書類に必要事項を記入押印し、福祉事務所に提 出 してくだ きゅうはく じょうきょう ほんにん しんせい しんさい。ただし、急 迫 した 状 況 にあるときは本人からの申請がな ふくしじむしょ しょっけん せいかつほ ご かいし ばあい くても福祉事務所の職 権で生活保護を開始する場合もあります。

STEP **03** ちょう さ **調 査** がくれき しょくれき けっこんれき しゅうにゅうしさん じょうきょう けんこうじょうたい 学歴や職歴、結婚歴/収入資産の状況/健康状態 な

まょうさ けっか くに さだ せいかつほご きじゅん けいさん せたい 調査の結果と、国が定めた生活保護の基準をもとに計算した世帯 さいていせいかつひ くら ほご かいし きゃっか けってい しょめん の最低生活費を比べ、保護の開始、または却下を決定し書面にてお知らせします。

STEP **05**

はいかつほ ご う はあい)
【生活保護を受けることができる場合】
せいかつほ ごけっていつうちしょ ごうぶ 生活保護決定通知書を交付します。
〈ゎ ち 〈 たんとういん がくにん がくにん はしくは地区担当員(ケースワーカー)に確認してください。 せいかつほ ご う ばあい)
【生活保護を受けられない場合】

せいかつほごきゃっかけっていつうちしょ こうふ 生活保護却下決定通知書を交付します。

せいかつ ほ ご しきゅう 生活保護の支給

せいかつ ほ ご ひ 毎月の生活保護費(定例の支給)

せいかつほご げんそく せたい たんい けってい おな せいかつほご ひ げんそく 生活保護は原則、世帯を単位に決定されます。同じように、生活保護費も原則とし せいかつ ほ ご ひ げんそく せたい たんい せたいぬし しきゅう て世帯を単位に世帯主に支給します。

しきゅう び ふくしじむしょ まどぐち げんそくまいつき にち 支給日については福祉事務所の窓口で原則毎月1日です。ただし、1日が土曜日・ にちょうび しゅくじつ ばぁい ちょくぜん へいじつ しきゅう び 日曜日・祝日などの場合は、「直前の平日」が支給日となります。

<例えば・・・>

ぜんじつ がつ にち きんようび しきゅう 前日の9月30日(金曜日)に支給します。 10月1日が土曜日の場合

10月1日が日曜日の場合 前日の9月30日は土曜日なので、その前日の

9月29日(金曜日)に支給します。

※毎年4月の生活保護費は1日が土曜日・日曜日の場合は、「直後の平日」が支給日となり ます。

りんじ せいかつほご ひ ついか しきゅう きんきゅう しきゅう 臨時の生活保護費(追加の支給や緊急の支給)

せいかつほご かいし はじ しきゅう つき とちゅう せたい じじょう へんこう とき 生活保護を開始したときの初めての支給や、月の途中で世帯の事情が変更した時な りんじてき しきゅう まいつき せいかつ ほ ご どは毎月15日、または臨時的に支給することがあります。ただし、毎月の生活保護 にち どようび にちようび しゅくじつ ばあい ちょくぜん へいじつ 費と同じように、15日が土曜日・日曜日・祝 日 などの場合は、「直 前 の平日」 が支 きゅう び 給日となります。

しきゅう ほうほう

支給の方法

してい きんゆうき か ん こ う ざ 生活保護費は、あなたが指定する金融機関口座への振り込みにより支給します。た せたい とくべつ じじょう とき ひつよう はんだん ふくしじむしょ まどぐち だし、世帯の特別な事情がある時や必要と判断するときなどは、福祉事務所の窓口で 直 接支給することができます。

- せいかつ ほ ご ひ ばあい せいかつ ほ ご じゅきゅうしょう し てい いんかん かなら ◆窓口で生活保護費を受け取る場合には、生活保護 受給 証と指定の印鑑を必ず、 ご持参ください。
- だいりじん ばあい せたいぬし いにんじょう ひつよう ◆代理人が受け取る場合には世帯主からの委任状が必要です。

08 ひつよう とどけで 必要な届出

生活保護は世帯を単位として利用します。 そのため、世帯全員について生活の はようきょう へんか せいかつほご ひ ちょうせい ばあい がくし 状 況 に変化があったときは、生活保護費を調整する場合がありますので、福祉 じむしょ かなら ほうこく とど で 事務所に必ず報告(届け出)をしてください。

LIST 0 1

せたい じょうきょう へんか せ帯の状況に変化があったときの例

- ◆住所が変わった。(転居などについては事前に必ず相談してください)
- ◆ 就 職 や離職をした。
- けんこうほけん しかく しゅとく そうしつ
- ◆健康保険の資格を取得や喪失した。
- ◆帰省などで家を長期間留守にする予定がある。
- ◆生命保険などの加入、解約、名義変更をした。
- ◆家賃・地代が変更される。
- ◆他にも生活状況に変化があった。

LIST 0 2

いっちにゆう へんか れい れい 人 に変化があったときの例

- ★毎月の給与や賞与、日払いの給料などの収入があった。
- ◆年金などの公的な手当があった。または金額に変更があった。
- ◆生命保険の入院給付金や解約返戻金があった。
- ◆交通事故の慰謝料、補償金などがあった。
- ◆相続、養育費、仕送りなどの 収 入があった。
- ◆不動産などの資産を相続、または売却した。

しゅうろう ともな しゅうにゅう しんこく てきせい おこな いってい きんがく しゅうにゅう にんてい と **就 労 に 伴 う 収 入 の申告を適正に 行 えば、一定の金額を 収 入 として認定しない取** あつか いちぶ てもと のこ **り 扱 いができ、一部が手元に残ることになります。**

ま そ こう じょ しゅうろうしゅうにゅう きゅうよ そうがく いってい きんがく さ ひ 【基 礎 控 除】 就 労 収 入 がある場合、給与の総額から一定の金額が差し引かれます。 みせいねん しゅうろう ぱぁぃ き そ こうじょ べつ いってい きんがく こ ひ 【未成年が試入年がより した場合、基礎控除とは別 (いってい きんがく こ ひ したようけいひ さ ひ しょとくぜい つうきんこうつうひ ひつようけいひ さ ひ しな要経費など】 社会保険料や所得税、通勤交通費など必要経費が差し引かれます。

- こうこうせい しゅうにゅう じゅぎょうりょう ふそくぶん しゅうがくりょこう ひょう がくしゅうじゅくだい だいがく せんもんがっこう ※高校生のアルバイト 収入 のうち、授業 料の不足分や修学旅行の費用、学習塾代、大学や専門学校 にゅうがくきん みと しゅうにゅう にんてい の入学金などにあてられると認められたものは収入として認定しません。
- ※ほかにも自立のためにあてられると認められたものは、 収 入 として認定しない取り 扱 いができる 場合があります。 申告するときに、担当のケースワーカーにご相談ください。

である ままる **権利と義務**

せいかつ ほ ご じゅきゅうしゃ けんり

生活保護受給者の権利

びょうどう 平等

びょうけん み びょうどう せいかつほご りょう 条件を満たせば、だれでも平等に生活保護を利用できます。

りょう **利用** せいとラ りゅう せいかつほご ひ へ 正当な理由なく、生活保護費を減らされたり、生活保護が利用できなくなることはありません。

ぜいきん

せいかつほご しきゅう かね ぜいきん 生活保護で支給されたお金には税金がかかりません。

きしおさえ **差 押** せいかつほ ご りょう けんり さ お 生活保護を利用する権利を差し押さえられることはありません。

めんじょ **免除** 申請によって、国民年金や市県民税、固定資産税などの免除が受けられます。

生活保護の変更、廃止、停止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服がある時は、そ りつによった翌日から3か月以内に、福岡県知事に対して、審査請求をする権利もあります。

めんじょ じょせい せいど

免除や助成の制度など

生いかつほご う あいだ ちほうぜい こくみんねんきんほけんりょう ほうそうじゅしんりょう 生活保護を受けている 間 は地方税や国民年金保険料、N H K の放送受信料などの めんじょ う しんせい ほうほう たんとう 免除が受けられる場合があります。 申請の方法などについては担当のケースワーカーにご相談ください。

せんもん そうだんいん しえん

専門の相談員による支援

ねんきんじゅきゅうしえん ねんきん ねんきん ねんきんじむしょ てつづ てつだ 年金受給支援…年金がもらえるかなど年金事務所での手続きをお手伝いします。 けんこうかんり せんこうかんり そうだん う てつだ はんこうかんり せんこうかんり せんこうかんり でった でった はまうきょう おう しゅうしょくかつどう てつだ 就労支援…あなたの状況に応じた就職活動をお手伝いします。

せいかつ ほ ご じゅきゅうしゃ ぎ む 生活保護受給者の義務

※生活保護費は、住民の皆さまの支援(税金)によって支えられています。

しじ 指示 福祉事務所より生活保護の目的の達成に必要な指示などを受けた したが ときは、これに 従 わなければなりません。

のうりょく 能力 動ける人はその能力に応じて、働いて収入を得られるよう努力 しなければなりません。

けんこう **健康** はんこう ほじ そうしん つと びょうき ひと いし しじ したが ちりょう う 健康の保持・増進に努め、病気の人は医師の指示に 従 い治療を受 じょく け、治すように努力しなければなりません。

しんこく **申告** せたいぜんたい しゅうにゅう ただ しんこく 世帯全体の 収 入 を正しく申告しなければなりません。

しさん **資産** 性いかつ ひつよう ばいきゃく せいかつひ あ しさん 生活に必要がなく、売 却 などで生活費に充てることができる資産と も じどうしゃ ばんそく ほゅう みと (土地や自動車など) は原則として保有が認められません。

せいかつ ほ ご ひ へんかん

生活保護費の返還について

生いかつほご かいしいこう かき れい じじょう しさん え ごじっ 生活保護の開始以降に下記の例のような事情で資産を得たときは、後日、それまで あいだ しきゅう せいかつほご ひ ぜんぶ いちぶ へんかんの 間 に支給した生活保護費の全部または一部を返還してもらうことがあります。

- ◆年金をさかのぼって受け取ったとき。
- ・ で こ きいがい ほけんきん ほじょうきん じだんきん う と ◆事故や災害の保険金、補償金、示談金などを受け取ったとき。
- せいめいほけん かいやく へんれいきん う と ◆生命保険を解約して、その返戻金を受け取ったとき。

収入があるのに報告しなかった場合、嘘の届出をした場合など、不正な手段で保護費を受け取った 小ではいじゅきゅう ときは、すでに支給した生活保護費を返還しなくてはなりません。また、場合によって

せいかつほごほう けいじこくはつ しょばつ は生活保護法や刑法 (刑事告発など) により処罰されることがあります。

11

いりょう かいご 10

にゅういん

通院するとき・入 院するとき

びょういん つういん にゅういん 病気やけがで病院へ通院または入院するときは、申し出に基づき、福祉事務所で いりょうようひいけんしょ はっこう ぜんそく まどぐち う と も 「医療要否意見書」を発行しますので、原則として窓口で受け取り、それを持って びょういん い 病院へ行ってください。ただし、やむを得ず、窓口に来ることができない場合は担当 のケースワーカーに相談しましょう。また、次のようなことに注意してください。

【通院の場合】

せいかつ ほ ご して いいりょうき かん

- ◆生活保護の指定医療機関で受診してください。
- いじょう びょういん じゅしん ◆同じ病気で、2つ以上の病院を受診することはできません。
- ゃかん きゅうじつ きんきゅう ぱぁぃ ふくしじむしょ れんらく ぱぁぃ びょういん ◆夜間や休日など緊急の場合で、福祉事務所との連絡がつかない場合は、病院の きんきゅう きゅうじつ やかん じゅしんしょう ていじ じゅしん 受け付けで「緊急(休日・夜間)受診証」を呈示し、受診してください。受診 ふくしじむしょ じゅしん ひ いりょうき かん れんらく したあとは、すみやかに福祉事務所へ受診した日と医療機関を連絡してください。 にゅういん たいいん ばあい

【入院・退院の場合】

- 絡してください。

- いりょうょうひいけんしょ こうつうじ こ だいさんしゃこうい しょう ◆医療要否意見書は交通事故などの第三者行為には使用できません。 ほ け んしんりょう ちりょう とくべつりょうようかんきょうしつ
- ◆保険診療では認められない治療(特別療養環境室の利用)は受けられません。

だいさんしゃこうい第三者行為

こうつう じ こ だいさんしゃ こうい け が びょうき ばぁぃ いりょうひ か 交通事故などのように、第三者の行為によってケガをしたり、病気になった場合、その医療費を加 害者が負担すること

いりょうふ じょ

ほかの医療扶助について

次のようなときは一時扶助が支給される場合がありますので、事前に担当のケース ワーカーに相談してください。

ちりょうざいりょう ひつよう

- ◆メガネやコルセットなどの治療材 料が必要なとき
- せいこついん きゅういん つういん ◆整骨院、はり灸 院へ通院するとき
- さい こうつうひ ひつよう ◆通院する際に交通費が必要なとき

いゃくひん ジェネリック医薬品について

(すり い し い し い でくひん こうはついやくひん へんこう みと 薬 をもらうときは、医師がジェネリック医薬品(後発医薬品)への変更を認めて いゃくひん しょほう う いる場合は、ジェネリック医薬品の処方を受けてください。

ジェネリック医薬品

せんぱつ いやくひん あたら かいはつ とうきょきかん しゅうりょう とうよう ょうと こう 先発の医薬品 (新しく開発された薬など) の特許期間が終了したあと、それと同様の用途・効 のう せいやくがいしゃ せいぞう はんばい いゃくひん 能をもつものとして、ほかの製薬会社などが製造・販売する医薬品のこと

しゃかいほ けん

社会保険があるとき

しゃかいほけん ひと せいかつほご う ほけんしょう つか 社会保険のある人は、生活保護を受けていても保険証が使えます。

はけんしょう いりょうようひいけんしょ びょういん まどぐち ていじ じゅしん てく 保険証と医療要否意見書を病院の窓口に呈示して、受診してください。ただし、国みんけんこうほけんしょう つか かなら こうふ う しちょうそん かえ 民健康保険証は使えませんので必ず、交付を受けた市町村に返してください。

ポイント

はんこう き っ ひ び せいかつ おく **健康に気を付けて日々の生活を送りましよう**

生いかつほ ご じりつ せいかつ おく えんじょ もくてき せいど 生 生 に 生 いど 生活保護は自立した生活を送るために援助することを目的とした制度であり、「自 まくひょう こっだ こうとを目 標 にケースワーカーが、そのお手伝いをします。

しりつ ひつよう せいかつほ ご じゅきゅう ひとじしん けんこう 自立するために必要なことは、生活保護を受給する人自身が、健康であることがたいせつ しょくじ うんどう すいみん きそくただ せいかつ こころ せいかつしゅう 大切です。食事や運動、睡眠などについて規則正しい生活を心がけることは生活習かんびょう さまざま びょうき よぼう 慣病をはじめとした、様々な病気の予防につながります。

あくしじむしょ けんこうかんりしえんいん せいかつほ ご じゅきゅう ひと からだ 福祉事務所では、健康管理支援員が生活保護を受給する人への身体やこころの相 だん う つ ひつよう せんもん いりょうきかん しょうかい ねんれい あ けんこうかん 談を受け付け、必要なアドバイスや専門の医療機関の紹介、年齢に合わせた健康管理のサポートを行っています。

ゅった **身体やこころについて疑問に思うことや不安に感じていることがあれば、ご相談** ください。

かいご 介護サービスを利用したいとき

介護が必要となったときは、介護サービスを利用できます。

11 ケースワーカーと民生委員

ケースワーカー

ください。

ケースワーカーは、保護の決定や継続に必要な ちょうさ ほ ご ただ おこな ていき てき 調査を行い、保護を正しく 行 うために、定期的 かていほうもん に家庭訪問を行います。

では、せいかつ こま 何か生活で困ったことがあれば、ご相談ください。

せいかつほごほうだい じょう みんせいいいん きょうりょく (生活保護法第22条 民生委員の協力)

民生委員

せいかつほご かん と あ さき 生活保護に関する問い合わせ先

まかがわしふくしじむしょ せいかつふくしか ほ ごたんとう 那珂川市福祉事務所 生活福祉課保護担当

なかがわしゃくしょ ない (那珂川市役所 内)

ふくおかけんなかがわしにしくま ちょうめ ばん ごう 福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号

TEL:092-953-2211

FAX: 092-953-2312

E-mail: fukusi@city-nakagawa.fukuoka.jp

皆さまのまわりで悩んでいる人はいませんか?「くらしの困りごと」まずは相談ください。

ひとり親家庭への支援

【こども応援課こども応援担当:内線195】

専門の支援員が生活や就労に関する相談を受け付けます。また、給付金や貸付などの制度を紹介し、手続きなどを一緒にお手伝いします。

制度のこと 教えてほしい

> 安心して子育てと仕事を 両立したい

家庭児童相談室

【こども応援課こども家庭担当:内線193】

養育や家庭のことで 誰かに話したい

こどもの養育や家庭のことについて専門の職員が 相談を受け付けます。

電話や訪問などによりお悩みの解決に向けたお手伝いをします。

やの街

他にも家計のことや税金のこと、借金のこと、家庭のこと・・・なんでも相談ください。必要な制度や関係する機関などを紹介します。

生活困窮者自立支援事業

【福祉課地域福祉担当:内線135·140】

- ◇生活全般における困りごとについて アドバイスや制度の紹介などお手伝
- ◇家計のことについてのお悩みを、専門 の支援員が解決に向けて、一緒に考 っます

◇仕事をしたい人に対して、就労のお手 伝いをします。 ◇子どもの学習をサポートします。

仕事をしたいけど、 なかなか見つからない

高齢者の暮らしについて

障がい者支援

【福祉課障がい者支援担当:内線132】

障がいがある人の困りごとについて専門の職員が相 談を受け付けます。

必要な福祉サービスのご提案や事業所の紹介を行い、 必要に応じ、手続きなどを一緒にお手伝いします。

借金があり、 生活が苦しい

高齢者の暮らし

【高齢者支援課高齢福祉担当:内線143】

高齢者の1人暮らしのごとや介護のごと、生活 全般について相談を受け付け、必要なお手伝いを1.ます。

生活保護

【福祉課保護担当:内線138】

経済的に生活が苦しい時に相談を伺い、必要な援助を行います